

中山間地域等直接支払交付金（4期対策 H27～H31）

1. 目的

過疎化・高齢化の進んでいる自然的・社会的・経済的条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄を防止し、農業生産活動を継続することによって、農業農村のもつ多面的機能を維持するという観点から、協定に基づき5年間以上継続して活動する農業者や生産組織等に対して、対象の面積に応じて交付金を交付する。

アンダーライン⇒現行対策との変更点

2. 交付対象

対象となる地域

- ◇特定農山村法、山村振興法、過疎法等の地域振興立法(8法)指定地域
- ◇知事が指定する特認地域
 - ①8法地域に地理的に隣接する農地
 - ②農林統計上の中山間地域
 - ③農林業従事者割合、農林地率や人口減少率、人口密度など一定の要件を満たす地域
 - ④特定農山村法に係る要件を満たす地域

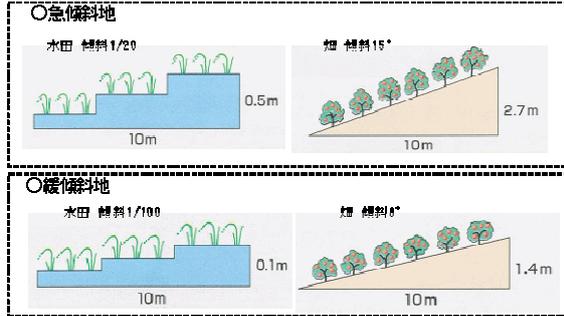
対象となる者

- ◇ 集落協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等
- ◇ 個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う認定農業者等

対象農用地

◇対象地域内の農振農用地で、以下のいずれかの基準を満たす1ha以上の一団の農用地

①下図の傾斜基準以上の田、畑、草地、採草放牧地



- ②小区画・不整形な田
- ③積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落の農地

※一団の農用地：農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未滿の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができる。

3. 対象行為（集落協定）

基本的事項

- ◇集落マスタープランの作成
- ◇耕作放棄の防止等の活動
- ◇水路・農道等の管理活動
- ◇多面的機能を増進する活動

基本事項のみ

基本事項+体制整備

8割単価

通常単価

[より積極的な取組]

加算措置

体制整備に向けた取組

- ◇農用地等保全活動の実践
- ◇体制整備のための選択的必須事項（A要件～C要件より1つ以上）

A要件

- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 農業生産条件の強化
- 担い手への農地集積
- 担い手への農作業の委託

B要件

- 新規就農者等の確保
- 地場産農産物等の加工・販売
- 消費・出資の呼び込み

C要件

- 集団的かつ持続可能な体制整備

[より積極的な取組]

(体制整備に向けた取組に加えて、以下の取組を行うと加算措置があります。)

1. 集落連携・機能維持加算
 - ①集落協定の広域化支援 (1協定 上限200万円)
 - ②小規模・高齢化集落支援
2. 超急傾斜農地保全管理加算
 - 水田 傾斜 1/10 以上
 - 畑 傾斜 20° 以上

4. 交付単価（10aあたり）

地目	区分	通常単価	8割単価
田	急傾斜	21,000円	16,800円
	緩傾斜	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	11,500円	9,200円
	緩傾斜	3,500円	2,800円

加算措置	田	畑
集落連携・機能維持加算		
①集落協定の広域化支援	3,000円	3,000円
②小規模・高齢化集落支援	4,500円	1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円	6,000円

5. 負担区分

通常地域 … 地域振興立法(8法)指定地域
 特認地域 … 地域振興立法(8法)指定外地域

国1/2：県1/4：市町1/4
 国1/3：県1/3：市町1/3